

特定非営利活動法人

「少数民族及び貧しい人達を援助する会」閉鎖迄の手続きの流れ

平成10年8月23日 ～平成10年8月30日 (1998年) 参加期間	とちぎ YMCA 北タイスタディツアーに参加しタイ 国北部の少数民族及び貧しい人達の現状をみて橋 本佳子が支援仲間づくりの呼びかけをした
平成10年12月22日	橋本佳子個人でパイサンサート付属の幼稚園に蚊 帳とトイレ改修工事費を寄付する
平成11年7月12日 (1999年)	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第 12条第1項の規定により「特定非営利活動法人 少数民族及び貧しい人達を援助する会」認証される
平成11年7月22日	法人設立登記。
平成20年6月29日 (2008年)	朝日新聞 栃木版に特定非営利活動法人「少数民族 及び貧しい人達を援助する会」解散のお知らせ掲載
平成20年7月9日	解散登記
平成20年7月9日	清算人 橋本佳子登記
平成20年7月12日	解散が登記記録に移記
平成20年7月31日	官報に解散公告 第一回目掲載
平成20年8月1日	官報に解散公告 第2回目掲載
平成20年8月4日	官報に解散公告 第3回目掲載
平成20年10月5日	清算終了 官報に公告後2ヶ月以上をもち清算結 了の登記
平成20年10月7日	清算終了登記終了
平成20年10月7日	閉鎖登記される。
平成11年7月22日～ 平成20年6月30日迄 (1998年～2008 年)	10年間にわたり貧しい人達の援助をつづけた。